



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1950年代におけるイタリア南部開発政策の意義
Author(s)	斎藤, 隆夫
Citation	北海道大學 經濟學研究, 20(4), 73-111
Issue Date	1971-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31213
Type	departmental bulletin paper
File Information	20(4)_P73-111.pdf



1950年代におけるイタリア南部 開発政策の意義

齋 藤 隆 夫

目 次

序

I 背景—南部問題

- 1 歴史的條件
- 2 南部農業構造の特徴

II 『南部開発公庫』設立の二面的性格

- 1 『公庫』設立の「社会政策」的性格
- 2 『公庫』の国家独占資本主義的意義

III EECの成立と1957年法

- 1 EECの成立と「農業構造改善」
- 2 1957年法と「工業化」

むすびにかえて

序

日本における戦後イタリア経済の研究のなかで、1950年に端を発した《南部開発公庫》の活動と、この《公庫》による南部開発政策について言及しないものは、きわめてまれと言ってよいだろう。だが、問題がそれをどう意義づけるかという点になると、これまでのところ、わずかに二、三の見解がみられるにすぎないのである。⁽¹⁾

なかでも、《公庫》を、戦後世界資本主義体制の脆弱なる一環としてのイ

タリア資本主義がその内包する諸矛盾につき動かされつつ構築してきた国家独占資本主義体制の一構成部分としてみ、そうした視角からこの開発政策の意義を解明しようとする研究はほとんどみられない状況といえよう。

本稿は、1950年代の、主として《公庫》に拠る南部開発政策が国家独占資本主義的施策として如何なる意義を持つものであったかを確定するという企図のもとに、従来の諸研究に対する批判的検討を試みた一試論である。従来、この政策は、P・サラチェーノ等によって与えられた開発理論の無媒介的实践として捉えられるか、ないしは50年代におけるイタリア資本主義にとつての南部問題の意義の一面的理解に依拠して単に社会政策あるいは「工業化」政策として評価されてきた。

本稿では、そうした見解を批判しつつ、南部開発政策が「工業化準備」から「工業化」へといった理論的粉飾の背後に如何なる意図を有して存在していたのか、そして、その意図は、政策主体たる国家とその動きを根底において規定する独占的諸グループの直面した如何なる矛盾から生じたものであったかを主として検討した。行論の過程で、諸先学に対して行なった無遠慮な批判に、一顧が与えられれば幸いである。

- (1) 代表的なものとしては、尾上久雄『現代経済政策の理論と現実』、竹内啓一「とりのこされた南イタリア」、松浦他著『イタリア経済』、富山和夫「南部イタリア開発法制的展開過程」『レファレンス』、190、などにみられる見解があげられると思う。

尚、本稿は、富山和夫氏の地道な先駆的イタリア経済研究に、その多くを負っていることを記しておく。

I 背景—南部問題

南部問題の歴史的形成過程において、自然的条件の作用をみすごすことはできない。いくつかの自然条件が、南部農業の生産力増大に障害となった。

たとえば、農業技術の分野で近代農業の礎石を築いたといわれる輪作農法

は、南部ではこの地方を襲う常習的旱魃のため導入されなかった。また、冬期に集中する降雨は「森林過伐」の故に、土壤浸蝕をもたらし、下流に沼沢地をつくり、マラリアをはびこらせた。マラリアのないところでは、水が不足していた。

註 アペニン山脈 (the Apennines) が Po 河峡以南の半島部を縦走しているため、耕地は山の谷、高い台地、あるいは海岸の平地に限られ、プーリア平原を除けばきわめて狭い。これらの山はスロープが非常にけわしく、不毛であるため、急流として水を流し、ほとんど天然の貯水池をもたず、かつ継続的に流れる河川をもたない⁽¹⁾。

また、ポンティネ平地、ガリリアーノ川、ヴォルトウルノ川、ゼレ川などイレニア海にそそぐ小河川の流域、ペスカラ川、サングロ川、トゥリーニョ川などアドリア海にそそぐ小河川流域、シチリアのカタニア平地とアフリカ側海岸、サルデニアのカンビターニなど南部、島部の海岸平野の多くは「獵師以外知られていない沼沢地」であった。さらに、これら海岸平野のほとんど全域をおそうマラリアも居住を困難にしていた⁽²⁾。

この輪作農法の欠如と土壤浸蝕は、南部の一部地域を除くほとんど全域において、粗放な農業の存続を規定した。沼沢地とマラリアは、特殊な南部の村落形態を規定し、さらに粗放な農業の存続に影響を与えた⁽³⁾。

こうした自然条件自体、過去における過度の森林伐採あるいは略奪農業といった社会的条件の帰結でもあったが、その克服は大量の資本と長い年月を要する事業であり、南部においては遅々として進まなかった。それは、南部大土地所有者層の土地改良事業に対するサボタージュとそれを許した統一政府による開墾・干拓・灌漑政策のためであった。各種農村信用機関によって集められた貯蓄は、公共投資・国債・工業に流れた。

註 イタリア最初の「開墾土木事業基本法」(M・バンデイーニ)たるバックリーニ法(1882)は、土地所有者の負担が大きく、またその適用領域はもっぱら北部のポー河流域であった。20世紀初頭に、南部問題の激化を契機として、南部諸地域のための特別立法(たとえば、バシリカータ県特別対策法、1904年、カラブリア特別措置法、1906年など)が制定されるが、それらは農民への消極的な救済策

と基本的にはラティフォンド大地主の善意にたよる農業改良への期待を表明したものにすぎなかった⁽⁴⁾。

かくて、南部自然条件の改良は、ファシズムの支配の下で(1922—43年)その小麦増産政策との関連で南部「総合開墾」がとりくまれて始めて、一定の成果をみたにすぎなかった⁽⁵⁾。

開墾事業施行面積(単位 1,000ヘクタール)

	全 国	北 部	中 部	南 部・島 部
1915	1,827	1,023	113	691
1922	1,863	1,008	221	634
1929	3,978	1,161	780	2,034
1933	6,928	2,457	1,298	3,172
1938	9,027	3,571	1,568	3,888
1948	8,725	3,349	1,734	4,647

M・バンディーニ「百年史」P.152 (1915年の数字は、P.72、なお、1948年の数字は合計があていない。)

自然条件の刻印は、たしかにわれわれの検討の対象たる第二次大戦後にそのあとをとどめている。しかし、南部問題をいかに解決するかという視角からみた場合、その形成の契機はやはりイタリア資本主義の生成・展開過程に求められねばならない。

周知のように、イタリアにおける封建制の崩壊は、北部・中部(トスカナにかぎられる)と南部の間で異なる過程をたどった。先の地方では、18世紀後半までに封建的土地所有の解体・農奴解放の過程が「開明的専制君主」によってすすめられ、すでにこの世紀のうちに農業における資本主義発展の「プロシヤ型」と名づけられるべき過程が始まっていた。

註 カルロ・エマヌエルⅢ、ピエトロ・レオポルドⅠらは、土地開墾計画に着手し、新しい犁を導入した。さらに土地販売を禁止していた慣例に打撃を加え、王領地の小作に領地上の義務のない自由な一人前の土地所有者となることを許し、

一定の領主賦役を廃止し、小麦販売の自由を確立し、いくつかの大土地所有を破壊した。

また、北部ロンバルディアを支配していたマリア・テレザは、領主裁判、ギルド、土地相続の制限を廃止し、相続手数料を廃止した。適切に耕作されていない場合には、大土地所有者の土地の販売を命じ、土地改良を奨励した。

1746年以降の農産物価格の上昇と、新機具、輪作農法の採用が農業の資本主義化を容易にした⁽⁶⁾。

だが、南部では事情が異なった。ナポレオンⅠのナポリ王国支配によってもたらされた封建的土地所有の廃止と農奴解放は、「封建的属性をぬがされた」領主の土地独占を「経済的実体」において払拭することはできなかった。かつての領主は、大土地所有者としてとどまり、市場支配と農民支配を維持した。

註 かつて農民の自由な入会利用にまかされた封建所領が、ナポリ王国支配の場合、1806年、1809年の封建制度の法律上の廃止によって、そのまま貴族の私有地に組み込まれ（一部は市町村有、または農民共有となった）農民の自由な利用を排除する方向をとった。封建制の廃止が貴族の経済的支配の強化をもたらした場合もあった。⁽⁷⁾ 仲買人、穀物商はかれられないしはかれらの代理人と結託していた⁽⁸⁾。

第一次大戦とファシズムの時期に農民的土地所有の増大がみられたが、それは農民による零細な土地断片の取得を生みだしたにとどまり、大土地所有者の土地独占を排除するには至らなかった。

註 1911～21年の間に、南部、シチリア、サルデニアでの「非自立的な」——それだけで生計を維持できない——農民的土地所有者は、それぞれ全農業従事者の20%から39%へ、10%から34%へ、13%から32%へ増大した。また、大戦間に、島部をふくむ南部では農民的土地所有が増加した。たとえば、シチリアでは平均面積がいずれも500ヘクタールにおよぶ253の旧封建所領が土地占拠運動の高揚の中で農民たちに分割された。だが、農民的土地所有はいぜん全耕地の6%であった。

1861年の統一は、すでに農業の資本主義化と繊維工業を中心とした機械制工業の発展をみた北部への、大土地所有者の支配する南部の併合をもたらした。この併合は大土地所有者を温存しつつ⁽⁹⁾、南部の農業地帯化をすすめた。たとえば、統一の主体となったサルデニア王国の低い関税率の南部への適用は、南部にわずかながら導入されていた繊維工業の成長をおしとどめた。1878年の工業保護を志向する関税政策採用以降、北部工業の南部市場への浸透が進んだ。鉄道の敷設がそれを助けた⁽¹⁰⁾。

註 河川、原料輸入、動力などの便宜のため綿工業、毛織物工業など繊維工業は北部に集中していた。そしてそれは農業の資本主義化にともなって市場が拡大するにつれて成長した。南部の工業としては、saleno の木綿工業、liri 島の毛織物工業、ナポリの造船業などがあげられる⁽¹⁰⁾。

1863年の時点で、南部に本店をもつ会社は50、北部のそれは372、南部企業の払い込み資本総額は8,300万リラ、北部のそれは11億9,200万リラであった⁽¹¹⁾。

南部の製造工業就業人口は、1861年から1881年には変わらず、1881年の190万人から1901年には110万人、1911年には100万人以下に減少した⁽¹²⁾。

すでに土壌の疲弊と大土地所有者の支配によって、粗放な農業経営を余儀なくされていた南部農業は、この低い関税率の適用によって、困難な競争に直面させられた。19世紀70年代に世界農業恐慌に帰結する新天地での大量の安価な穀物生産は、この競争を一層深刻なものとした⁽¹³⁾。

1878年に端緒がひらかれ、1887年に決定的となったイタリアの保護関税政策⁽¹⁴⁾は、北部に成長しつつあった繊維・機械・鉄鋼といった工業の保護を主眼とし、穀物については大土地所有者層の強い要求に動かされながらも海外からの競争を阻止するに十分なものにはついにならなかった⁽¹⁵⁾。

粗放な小麦栽培と休閑地への放牧という耕作形態をとっていた大土地所有者が、自然放牧地をひろげ、耕作農民を土地から排除するという過程が、農業恐慌の深まりにつれて進行した。南部からの移民が増大し、他方で農民の土地占拠運動が激化した。

移民と其中的の南部の比 (単位 1000人)

年	実 数	南部出身者%	年	実 数	南部出身者%
1876	109	7	1900	352	40
1880	120	18	1905	726	48
1885	157	28	1910	651	46
1890	217	33	1913	872	46
1895	203	33	1920	614	56

〔出所〕M・バンディーニ「百年史」P91。

ファシズムの支配が南部農業にもう一つの転機を与えた。第一次大戦以降、取除かれていた小麦関税が、1925年再び復活され、関税率が戦前水準に回復した。1926年には、小麦は許可なく輸出しえない商品とされ、1935年にはいわゆる「アウタルキー体制」が確立された。翌年には強制プールという小麦保護の新しい形態が採用された。輸入が政府の独占とされ、種用及び自家消費以外以外の国内産小麦はプールされ、生産者価格と売渡し価格が毎年政府によって固定された⁽¹⁶⁾。

この体制のもとでの小麦栽培の有利さは、南部における穀作地帯の限界的な拡大をもたらし、家畜の絶対的な減少をひきおこす。さらにまた、それは大土地所有支配の下での穀作労働の季節的性格の故に、不安定就業農民を大量に生みだしていった。彼らは、仕事と生活の安定を求めて、ますます土地断片の所有に向った。しばしば指摘される南部の老大な潜在的失業者群と零細的土地所有の存在は、大土地所有がファシズムの食糧自給政策に対応して小麦栽培をとりいれた一帰結でもあった。

小麦の作付面積と収穫量

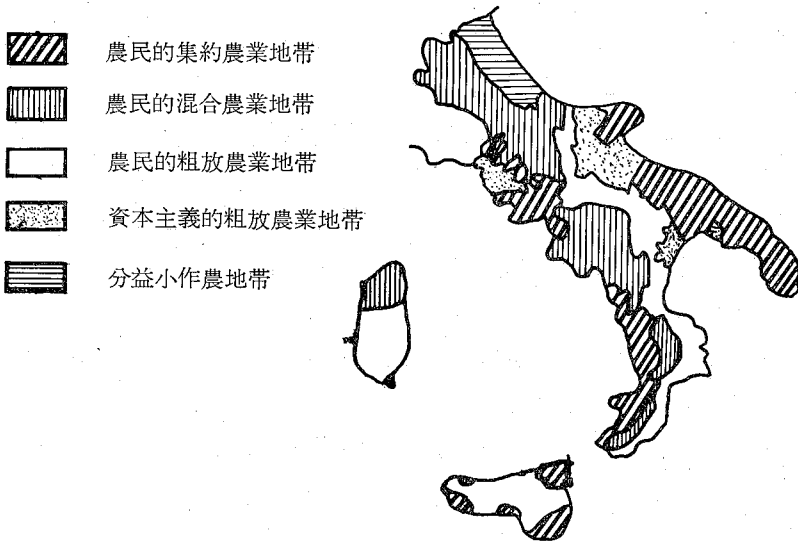
	作付面積 (100万ヘクタール)		収穫量 (ヘクタール当りg)	
	南 部	北 部	南 部	北 部
1911~14	2.5	2.3	8.2	13.3
1920~24	2.4	2.3	7.7	13.3
1925~29	2.6	2.2	10.5	16.2
1930~34	2.7	2.2	10.5	18.1
1935~39	2.8	2.3	10.9	19.1
1948~52	2.5	2.2	10.3	20.7

〔出所〕藤井「南部イタリアの歴史と経済」P43

2 南部農業構造の特徴

南部農業構造は「世界で最も複雑なものの一つ」(V・ルッツ)といわれる。ここでは、さしあたり本稿で必要なかぎり、1950年代のその様相の主たる特徴を示しておこう。

南部は、経営の支配的なタイプと集約農業の優越か、粗放農業の優越かを基準とする時、一応ある程度同質性を示す五つの農業地帯に区分することができる。その区分は次のようなものである⁽¹⁸⁾。



a) 分益小作地帯

分益小作⁽¹⁹⁾の支配的な(耕地の60%)地帯で中部イタリアの延長とみられる。ほとんどが山岳・丘陵地で、小麦・ぶどう・果樹・家畜を産する混合農業地域である。豊かな分益小作は市場向けの生産を行なっているが、山間部では多くの貧しい分益小作が自給的な農業を営んでいる。

b) 資本主義的ラティフォンダ地帯

ここでは、賃労働によって経営される大・中規模農場が、耕作適地の四分の一以上をおおい、他は、小作および自作農民の家族農場である。不在地主

の所有地が、借地農・差配によって「最も大きな収益をもたらす形」を選択されたことから、平地や丘陵の低部スロープにおいては賃労働による大規模農場が支配的となり、内陸部の山岳地方では、小作農場が支配的となる現象が生じた。

大農場はそれ自体で一村をなすほどであるが、先にみたように、ファシズムの「小麦戦争」以来、小麦栽培が主として行なわれている。労働者のほとんどすべては、農場から農場へと種まき、雑草とり、収穫といった仕事を求めて、羊あるいは他の家畜とともに移動している。

c) 農民的粗放農業地帯——ここでは不在地主の土地に家族的零細規模農場が支配的である。農民の耕地は、しばしば年々かわる各種の契約で維持される土地断片の「詰め合せ」からなり、一人の農民が時には別々の地主に属する数片の土地を異なった条件で耕作することが多い。

農民は自分が働いている土地の上あるいはその近くの小屋に住まず、むしろ平野の上にすえられた大きな町か村に住む。生産物のほとんど大部分は自家消費で、二、三匹の羊を家族の必要のため有し、二、三本の木と若干の野菜を栽培する家庭菜園をもつ。

d) の地帯と同様、農民はほとんど常に小所有者であり、小作人であり、刈分小作人であり、かつ賃金取得者であるといわれる。

d) 農民的混合農業地帯——丘陵と山岳地方にひろがるオリーブ、ぶどうなどの散在する地帯である。成育する植物という点では中部 Apenniens の農業に似ているが、ここでは、それは独立した労働農民によって主として営まれている。彼らはほとんど市場と接触をもたず、自給的農業経営に専念している。

e) 農民的集約農業地帯——これまでみてきた南部の他の農業地帯と鋭い対照をなす *Mixed Mezzogiorno* である。ここでは、ぶどう、オリーブ、アーモンド樹が支配的で、穀物は全耕作適地の小さな部分を占めるにすぎない。(1955・56年で約20%)

耕地は小さな家族規模農場に分割されており、その豊かさとあいまって、

人口密度が非常に高い。(K^m当り人口イタリア2位)プーリア地方は、統一後の灌漑政策の恩恵を受け集約農業に転換しえたまれな例の一つであった。

南部農業の様相を地帯別にみると、一応以上のように把握できると思われるが、次に南部農業を全体としてみた場合の基本的特徴を本稿に必要なかぎりでは若干の指標によって確かめておこう。

イタリアにおける地代

(地代／農業所得総額)

大 地 方	1954	1955
北部イタリア	16.6(%)	12.9(%)
中部イタリア	18.3	16.7
北, 中部合計	17.0	13.8
南部イタリア	28.9	29.3
島部イタリア	27.4	29.3
南, 島部合計	28.3	29.3
全イタリア	20.7	18.9

〔出所〕 E・セレーニ「イタリア農業」P212

大地方別農業労働生産性の発展

	1911～ 1914	1936～ 1939	1950～ 1953
中, 北部	100	128	152
南, 島部	100	113	121
全イタリア	100	124	140

〔出所〕 E・セレーニ「イタリア農業」P203

この二つの表から、南部・島部における地代の重圧が、国の他の部分に比べてかなり高いこと、および、南部・島部での農業労働性の発展が相対的に遅れていたことを知ることができる。南部における低生産性農業の存続は、1950年代の南部問題の一様相であった。

また、次の表から、南部イタリアにおける小麦栽培の相対的な大きさと小麦生産性の低さを知ることができる。

イタリアにおける大地方別小麦栽培面積、生産量及び生産性

	北 部	中 部	南部及び島部	全イタリア
面 積(1000ヘクタール)				
1929年	1,379(37.4)	1,082(42.7)	2,256(52.2)	4,717(44.8)
1938年	1,433(37.5)	1,085(41.8)	2,513(54.9)	5,031(45.8)
1955年	1,416(36.7)	1,148(43.0)	2,288(49.7)	4,852(43.6)
生 産 1) 1000キンタル				
1929年	27,102	12,747	26,832	66,681
1938年	32,989	15,526	33,313	81,838
1955年	45,679	22,952	26,424	95,040
2) ヘクタール当りキンタル				
1929年	19.7	11.8	11.9	14.1
1938年	23.0	14.3	13.3	16.3
1955年	32.6	20.0	11.5	19.6

〔出所〕尾崎忠二郎「ヨーロッパ共同市場とイタリア農業」『のびゆく農業』96号
 () 内は、播種面積(可耕地一樹木作物栽培面積)に占める%

以上、本節でみてきたような南部経済の歴史的諸条件と南部農業の諸特徴は、戦後南部開発政策の質を根底において規定することとなるのである。

Ⅱ 『南部開発公庫』設立の二面的性格

戦後における南部開発政策は、三つの農地改革法と《南部開発公庫》(以下公庫と略)設置法⁽¹⁾の成立した1950年に本格的な開始をみる⁽²⁾。

《公庫》設立以降、50年代の南部開発政策は、北部独占とキリスト教民主党政政府にとって南部問題がもつ意義の変化に対応して、その前半と後半では異なる意義を有していた。

前半では「エイナウディ・ペルラ路線」と呼ばれるインフレ収拾策による中小企業の凋落と失業の増大、国際収支の赤字といった戦後復興期に特徴的な状況とかがわって南部問題は主として政治・社会問題及び食糧自給につながる農業保護政策の対象として政府の前に立ちあらわれていた。

だが、1953—55年に訪れた好況局面において北部独占が達成した生産力は

やがて市場問題の尖鋭化をうみ、欧州共同体へのイタリアの参加を現実化させるのであるが、それらは、南部問題を市場問題あるいは「農業構造改善政策」の対象として独占的大企業自らにとって解決すべき矛盾に転化させたのであった。南部開発政策は「社会政策」・農業保護政策から、「農業構造改善」・市場開拓の政策に転換する。この転換こそ、従来、「工業化準備」から「工業化」への発展と呼ばれてきた過程の本質であった。

以下、節をわけて、それぞれの時期の開発政策について、立ちいった検討をしてみよう。

1 《公庫》設立の「社会政策」的性格。

周知のように《公庫》は「南部イタリアの経済的・社会的進歩を目的とする特別事業」（設立法第一条）の実施機関として設立された⁽³⁾。

この《公庫》による南部開発政策は、その形態からいえば、第一に、その対象地域が南部の個々の州、個々の県ではなく、南部全域であるという点で、それ以前のものと異なる特徴を有していた。

また、それは、通常の公共事業が予算上単年度主義をとっているのに対し《公庫》にはこの原則を適用せず、1兆リラを10年間にわたって支出することを認めたかぎり、新しい財政手段の確立を意味した。長期の計画遂行に必要な財政資金調達が可能となった。

さらに、《公庫》の事業計画が南部開発閣僚委員会によって策定され、関係各省の年次計画との必要な調整を施したうえで決定されることになったのは、これまで各省の所管事業にまかされ、責任の分断されていた公共事業が総合化・一元化される必要が政府によって認識されたことを意味していた⁽⁴⁾。

これらの南部開発政策の「新機軸」（Gダイナルディ）は、後にみるように二面的な意味をもつものであった。

《公庫》に与えられた1兆リラ（その額はE・セレーニがかなりの額と評価したものであった）は、次のような施策にむけられた⁽⁵⁾。農業7,700億リラ、全資金の77%（うち、開墾・山岳整備—3,800億リラ、土地改革—2,800億リラ、土地所有者の行なう土地改良への補助1,100億リラ）、通信・運輸

900億リラ、9.0%（うち、道路900億リラ）、上水道、下水道1,150億リラ、11.5%、観光業250億リラ、2.5%。

こうした《公庫》による南部開発政策について、これまで、大きく二つおりの評価がなされてきた。一つは尾上久雄氏によるものであり、他の一つは竹内啓一氏によるものである。

尾上氏は《公庫》の事業内容を三つにわけて、次のように評価される。「第一の農地改革と土地改良は（中略）むしろ本来『社会政策的』なものとしてとらえられた」それにつづいて「二次的に結びつけられた『経済的』意味は、やはり『乗数効果』であった。」

また「第二の公共投資、すなわち外部経済への投資（道路、鉄道、水道などへの投資をさしている——引用者）は、『工業化準備』投資である。すなわち、それは私的投資による工業化を準備し、推進すべき任務をもっている。」「第三の工業に対する補助提供」はより直接的な工業化手段である⁽⁶⁾。

他方、竹内氏は、1948年ころから、イタリアをとらえていた「自由化・広域経済化への動き」が、欧州を単位とする広域経済圏に参加するための国際競争力強化の必要をイタリアに認識させていたとして、次のように評価する。「このような情勢のもとで南部の開発ということが、北部工業にとって市場の拡大とヨーロッパのなかでも最低水準の農業生産力の向上という見地から、必須のものと認識されるようになった。」

竹内氏によれば土地改革と《公庫》は、こうした背景のもとに理解されるべきものであった⁽⁷⁾。

《公庫》の設立は、尾上氏の言われるように、南部問題解決を求める世論の圧力の所産であったと思われる。

1948年以降のマーシャル・プランによる「援助」は、イタリアに石炭輸入（1949年には国産エネルギーが払底していた）、機械輸入をもたらししたが、それは主として一部の独占的企業（フィアット、ファルクなど）の復興を助けた⁽⁸⁾。

註 たとえば、機械輸入についてみると、1951年12月31日現在、マーシャル援助にもとづきイタリア動産銀行から認められた機械輸入にたいする融資1,418件、総額3億7,600万ドルのうち、808件、あわせて800万ドルが中小企業中期信用金庫を通して結ばれたのに対し、大口融資——610件、3億6,800万ドル——は大産業コンツェルンに与えられた⁽⁸⁾。

他方、1947年、蔵相エイナウディが採用し、ペルラがひきついだ政策の基本方向は、通貨安定のための信用制限と予算均衡策であった。そのため（原料も不足していた）1949年から50年前半までは、生産の相対的低滞、設備能力の遊休がみられた。

また、1947年ごろまでつづいていた高い農産物高価も、1948年以降は、生産が増大し、インフレが徐々に収束するにつれて低下してきた。

こうした1948年から1950年にかけての状況は、「労働計画」に結実する雇用増大、土地改革を求める大衆闘争の高揚をうみ、その闘争はしばしば警官の武力弾圧をとまなうまでに激化した。（例えばメリッサ事件、モデナ事件など）政府によって、「何らかの手がうたれる必要」（B・マンゾッキ）が生じた⁽¹⁰⁾。

註 メリッサ事件とは、1949年10月31日、南イカラブリアのメリッサで、農民が土地改革を要求して、不在大地主の未墾地を占拠、警察がこれに介入して、二人の日雇農民を射殺した事件。また、モデナ事件とは、1950年1月9日、北伊のモデナという町で、リウニテ鋳物工場の閉鎖による首切りに反対した労働者のデモに警官が発砲、6名を射殺し大きな抗議をまきおこした事件。

政府が対処せねばならなかったのは、なによりも、土地占拠闘争の高揚（とりわけ南部における）と失業問題の深刻化であった。次表によれば、解放直後にみられた土地占拠運動の激化が、1946～48年の停滞の後、1949年以降再び始まっている。

〔1919・20年及び1944～55年における土地占拠分割闘争〕

	占拠または要求された面積	分割された土地面積	分割された土地の増加
1920	—	27,252	27,252
1945	—	43,399	43,399
1946	—	115,356	71,457
1947	—	152,273	36,917
1948	—	157,641	5,368
1949	—	160,466	8,825
1950	1,801,056	246,016	79,550
1955	2,332,282	285,400	39,384

〔出所〕 E・セレーニ「イタリア農業」 P 292（表では、運動の進展は次の年の分割の増加としてあらわれている。）

失業については、1950年時点の数字はないが、次表からおおまかな傾向がわかる。

地 域 別 失 業 者 数

	1952	1960	1952年、対全 イタリア比	1952～1960年 の 変 化
北 部	883,788人	566,050	35.8%	-35.9
中 部	277,699	206,201	13.1	-25.7
南 部	828,404	807,670	51.1	- 5.6
全イタリア	1,989,891	1,579,921	100%	-20.6

〔出所〕 尾上久雄「理代経済政策の理論と理実」 P 159

また、貧困の問題もまた、とりわけ南部においてきわだっていた。それは、イタリア議会自身が特別の調査に乗りださざるをえない問題となっていた。

註 [1951年議会調査による、貧困世帯の地理的分布]

	最低位生活水準世帯		低位生活水準世帯	
	世帯数	全所帯に 対する 割合	世帯数	全所帯に 対する 割合
北 部	89,000	1.5	225,000	4.8
中 部	118,000	5.9	195,000	9.7
南 部	800,000	28.3	624,000	21.9
島 部	358,000	24.8	301,000	20.6
計	1,367,000	11.8	1,345,000	

【出所】『ILO時報』1—7, 「窮乏に関するイタリア議会の調査」P14

最低位生活水準、低位生活水準とは次のようなものである「最低位部類のうち68%のものは、掘立小屋や洞穴や地階や、また一室に二人、三人または四人という過密居住 (overcrowded) の家屋に住み、20%のものは一室に一人ないし二人という密住 (crowded) 家屋に住み、残りのものが過密でない家屋に住んでいる。これらの世帯のうち、52%は肉、砂糖またはブドウ酒を全然消費しておらず、38%はほとんど皆無、10%のものが、ごくわずかを消費していた。また、この最低位部類に属するもののうち、45%は惨めでみすばらしい衣服をまとい (wretched and poorly dressed)、46%はむさ苦しく (shabbily)、9%が見ぐるしくない (decently) 服装をしている」

また、低位生活水準とは次のようなものであった「75%は、過密居住の家に住み10%は密住家屋に、そして15%が過密でない家に住んでいる。肉、砂糖およびブドウ酒の消費は、11%のものは皆無、32%は非常に不十分 (very inadequate) 46%は不十分、そして11%が少量 (low) である。この部類のものの服装は15%は惨めで、みすばらしく、56%はむさ苦しく、残りが見ぐるしくない⁽¹¹⁾。」

こうした地域的「不均衡」の政治問題化と土地占拠闘争の高揚から政府は南部問題にとりくまざるをえなくなった。その事情は、1950年4月のキリスト教民主党国民会議及び《公庫》設立をめぐる議会の論議にうかがわれる。

前者では労働者組織の支持をえることを目的として雇用拡大のために政府の果たすべき役割が論議された⁽¹²⁾、後者ではキリスト教民主党が南部住民の生活状態改善のため公共事業とならんで社会的事業を実施する必要を述べている⁽¹³⁾。

だが、キリスト教民主党政府は真の意味で南部問題に手をつけることはできなかった。このことは尾上氏も指摘するように1950年にあいついであらわれた農地改革法が、土地占拠闘争のとりわけ激しかった地域にその適用地域を限定していることから明らかである。政府は、圧力に動かされた時、彼らなりの広くゆきわたったイデオロギーに基づいてこの問題にとりくんだのであった。B・マンゾッキは言う。「南部開発公庫方式は——戦後の、とくに最近のアングロサクソン系の理論でいう『疲弊地域』論と結合してよそおいを新たにしようとも——すべてのブルジョワ研究者に、ときには、民主的研究者のあいだにすら共通してみられるイデオロギーと結びついている。彼らは南部問題をこれまで『人口と資源との不均衡』の問題として、つまり問題の根源は、絶対的な意味においてではなく既存の利用しうる物的資源との関連でみた過剰人口にその根元をもつものとして対処してきたのである⁽¹⁴⁾。」

物的資源の貧困と過剰人口に問題の根源をみるかぎりで《公庫》活動はたしかにブルジョワ的開発論を背景に持っていた。だが、それは、決して南部地域の工業化を進め、南北間の所得格差を将来において解消するための準備事業といった規定をうけるべきものではなかった。後にみるように、本格的な「工業化」を目指すといわれた1957年法自身、南部農業構造転換＝農業生産力向上を主たる目的としており、南部に工業が設立された場合でも独占に有利な条件が整っていたごく少数地域にかぎられていた。

また、1950年の時点で、南部工業（圧倒的に中小企業）の積極的拡張を求める独占体と政府の内的要求はなかった。1948年以降の「エイナウディ・ペルラ路線」によるインフレ収拾策によって、中小企業の破産が激化しており、独占的大企業においても操業短縮のもとで設備更新をはかっていた。

南部問題は政府と北部独占にとって歴史的に農業問題であったし、1950年の時点では、とりわけ政治的・社会的問題であった。

開墾・山岳整備・土地改良・水道施設供給・道路建設といった《公庫》活動は、全体として、南部自然条件と農民の生活条件の改善、あるいは失業対策という「社会正義」（B・マンゾッキ）実行を内容としたものであった。

そういうものとして「圧力」への対処であった⁽¹⁵⁾。尾上氏のように、道路・水道施設供給を単に乗数効果をねらった措置と意義づけるのは南部における道路・水道のもつ意味を考えあわせるとき正確とはいえないだろう。

1952年の工業金融分野の《公庫》活動の拡張も、中小企業の金融上と破産およびそれにとまなう失業者増大に対する措置と位置づけられるべきものであった。E・トスコは言う。「1952年以降の景気の下降局面に紡績等のいくつかの部門の景気がとくに悪化した。政府はこの事態に直面し、公共事業計画に着手し、かつ民間投資を刺激した⁽¹⁶⁾。」

こうして、1950年～52年当時の《公庫》活動の意義を基本的には、南部問題の政治・社会問題化に対応する「社会政策的」措置とおさえるにしても、こうした措置を政府がとった一般的背景として、この当時の農業政策が農業保護主義的色彩をもっていたことは看過しえない。

たとえば、ファシズム期に確立され、戦後にひきつがれた小麦保護政策についてみると、戦後直後にはプール購入価格は食糧難に対処するため、一般物価水準に対し低く維持されていたが、1948～9年度には引上げられ、195²～3年度にさらに高価調整されて「達成された小麦保護の程度は多くの他の西欧諸国でこの商品に与えられた関税あるいは他の保護以上に高かった。例えば、1955・56年度に軟質小麦にプールが支払った価格はイタリアがそれを輸入しえた平均価格を40%も越えていた。小麦価格は、他のOEEC諸国よりも高かった。⁽¹⁷⁾」

また、1950～52年に「農業発展のための12ヶ年計画」の策定をみ、1952年には、250億リラの基金を与えられた「農業信用協会」が設立されるなど、政府の政策の中に、小麦保護・農業保護の傾向がうかがわれることはたしかであった⁽¹⁸⁾。

この点で、《公庫》活動についての竹内氏の評価が問題となってくる。氏の評価は《公庫》設立や農地改革の実施を農業生産力向上策とし、その基本動因を政府独占自体の広域経済圏形成機運に対する対応にもとめるのであるが、果たして1950年時点の《公庫》活動はそうしたものであったのだろうか

か。

この段階での農業問題は、主として食糧自給、それによる国際収支赤字の防止及び大土地所有者の小麦生産保護として存在していた。「1945年ないし1950年までに（O E E C—引用者）加盟諸国の間でとられた生産拡充政策は完全雇用と農業の支持という新しい理念の線にそったものであった。ヨーロッパの大部分の諸国では、主たる問題は、食糧不足を解決し、同時にインフレーションを弱め外貨を節約することにあつた⁽¹⁸⁾」

また、E・トスコは1953～55年の食糧政策にふれて次のようにいう。「食糧の備蓄（プールをさす—引用者）を続行しようという決定は、ほかにも重要な理由があつたが（彼はこの点について註で社会の特定グループの所得を守る手段として必要だったとのべている）、国際収支に関する政府筋の懸念を反映するものであった。輸入を自由化すれば、少なくともある期間は、国産品の大部分は輸入にとって代られ、外貨準備に悪影響をもたらしたであろう。⁽²⁰⁾」

v. ルッツによれば、小麦プールは、1948～9年度以降、持ち越し分をかかえ始めているから、小麦保護政策が維持された事実は、大土地所有者の「所得を守る」意味が強かったと思われる。

註 1948～9年度、1952～3年の小麦プール購入価格は、北部産小麦よりも南部産小麦について（軟質小麦、硬質小麦ともに）高かった。1952～3年の場合、前者の買入れ価格は6,800 リラであるのに対し、後者のそれは7,800 リラであつた⁽²¹⁾。

この段階では、北部独占と政府は、低い生産性にとどまる南部の小麦栽培を保護の対象としており、後に顕在化するような大土地所有者層との摩擦を強く意識してはいなかったと思われる。また、国際収支上の配慮による食糧自給要求と大土地所有者保護に根ざすこうした保護政策は、他の諸国におけるそれに似て、決して強力な施策としては展開されえないものであつた。独占自体、輸入によるヨリ安価な食糧の供給—低賃金基盤維持という要求を、他面で内蔵せざるをえないからである⁽²²⁾。

従って、竹内氏のいうような意味での広域経済圏形成に対応した農業育成策と1940年代末から1950年代初期の小麦保護は一応目的を異にしたものと考えるべきであろう。

また、先にのべたような《公庫》活動と農地改革との内容を考えるとき、仮にそれらが農業保護、農業生産力向上の役割を結果的に果たしたとしても、それはあくまで、南部問題解決を要求する世論の「成果」(E・セレーニ)であったことが忘れられてはならない。

2 《公庫》の国家独占資本主義的意義

《公庫》はその設立においては、たしかに南部問題の政治・社会問題化を基底的契機として有していた。だが、それが現実の過程で果たした機能は、いわば逆転をとげたものとならざるをえなかった。

大土地所有制のいぜんとして広範な存続と《公庫》事業の現実の進められ方⁽²³⁾とは、農業改良の諸成果の大土地所有者への帰属をもたらした。E、セレーニは次のように言う。「総合改良という政策の実質的内容は、公共的手段の使用によって価格と地代を非常に大きくした土地の所有者が、それら手段の恩恵をうけ、かつ自分の手段の使用によっては改造することを望まなかったかあるいは改造することのできなかった私的大所有者に全く委ねられたままであるというような土地改造を共同体の支出で行なうということにあった。⁽²⁴⁾」

土地改良補助についても、所有の規模が大きければそれだけ与えられる利子なし・ないし低利の補助は大きいといった帰結をもたらした⁽²⁵⁾。

ところが、大土地所有制に一定の打撃が加えられた農地改革実施地域においても《公庫》の現実の機能は逆転していた。

1950年に制定された農地改革法自体、土地占拠運動の高揚に対する「国の介入路線」(E・セレーニ)に基づくものであった。

これらの法律によって収用された土地は、イタリアの耕作適地全体の2～3%にあたる約760,000ヘクタールにすぎなかった。没収の基準は没収される土地のほとんど大部分が——POデルタの一部を除いて——それまで粗放

的にのみ耕作されてきたか、放牧のためにのみ使われた土地であることを意味した。そのほとんどはラティフォンド地帯であった⁽²⁶⁾。

こうした地帯では「わずかな道路しかなく、農業人口は土地に定着できないで、しばしばその土地から遠くはなれた村落に住んでいた。(中略)このような土地はたいいてい水がないか、あってもとぼしく、雑多な労働契約によって耕作された。(中略)したがって、改革に付された土地は全体として労働人口を安定して定住させるために、実際あらゆることがなされねばならない土地であることがすぐに判明した。土地を細分し、これを農民勢力の運用にゆだねるだけでは不十分であった。⁽²⁷⁾」

こうした考え方に基づいて、改革に付された土地の生産力向上をはかる措置が農地改革に付随する事業として《公庫》から資金をえて遂行されたのであるが、それはキリスト教民主党政政府と農地改革公団の手によって、「比較的限定された富裕な農民層育成の試み」に転化されたのであった。土地改革とそれに結びついた《公庫》活動は、南部農業の粗放性克服のための諸措置を通して「日雇農業労働者と貧農の大衆にたいする社会的・政治的な堤防の役割をつとめる資本家的農民層をつくりだそうという計画」を追求するものに転化した⁽²⁸⁾。

そればかりでない。土地の割り当てを受けた農民が農地改革公団に対して資本主義的な従属関係にくみ込まれるという新しい事態も生みだされた。公団は経営に必要な資金の融資、分割された土地の賦払金、経営の技術的援助などを通して農民を従属的な位置においた。従って土地改革と《公庫》活動は、大土地所有者にかわって国家独占的機構による南部農民支配をもたらしたものである⁽²⁹⁾。

《公庫》が私的独占とのかかわりで果たした役割は、この段階では主として『乗数効果』的なものであったと思われる。

国家予算の歳入歳出における南部イタリアと島部

財政年度	対歳入歳出比 (%)		歳入歳出指数		歳出／歳入
	歳入	歳出	歳入	歳出	
1943—49	15.3	25.7	100	100	1.90
1949—50	12.9	24.1	126	117	1.76
1950—51	13.2	28.8	134	117	1.66
1951—52	14.1	22.0	163	128	1.50
1952—53	13.2	24.4	178	152	1.62

〔出所〕 E・セレーニ「イタリア農業」P206

E・セレーニは、次のように言う。「南部イタリア公庫のためにかかなりの予算額を計上することによって、教権派政府の『南部開発政策』が展開されつつあったまさにその年に、南部イタリアで遂行された国家予算の歳出のパーセンテージは増加するどころか減少しつつあった。南部諸州で公共資金によるある種の重要な事業が実施されたことは認めるとしても、この事業に関係する資本の大部分は南部イタリアに流れず、それら資本の支店で下請け会社・商会をもち、莫大な利潤をむさぼっているイタリアの他の部分に流れてしまった。⁽³⁰⁾」こうした公共資金投入の恩恵は、農業機械・肥料・建築資材・セメントといった分野で著しかった。

この点で、《公庫》による南部開発政策の一定の「新機軸」の意味が問題となる。

この「新機軸」によって、南部問題への政府の対処が新しい装いを与えられ、従来より強力な措置が採用されたという印象を与える結果になったことは否めない。だが、同時に、この新機軸は、国家財政による投資をそれまでよりも一層大規模なものにし、私的独占によるヨリ一層の国家資金の横奪を可能とする機構を生み出したという意味を持つものであった。われわれは、次の表から「国民経済生活における国家介入のためにふりむけられた国家支出」が、戦後において、ファシズム期のそれ以上に絶対額においても、総支出に占める比率においても大きなものであったことを知ることができる。

(経済的・生産的な性格の負担もまた、そうである。)

1938・39年～1954・55年の国民経済における国家の支出と介入(10億リラ)

	1938～39	1948～49			1954～55
経済的・生産的な性格の負担	4.9	531.8	468.1	505.1	501.4
政治的・社会的性格による負担	—	110.7	56.4	60.8	82.5
社会的な性格の支出	1.7	138.5	187.5	262.4	364.5
国家の介入のための支出計	6.6	781.0	712.0	828.3	948.4
実行支出の総計	39.9	1,634.3	1,893.6	2,309.6	2,618.5
これに対する国家介入の支出の比	16.5	47.9	37.7	35.8	36.2
経済的・生産的な性格の負担の実行支出総計に占める比	12.3	32.5	24.9	21.8	19.1

〔出所〕 E・セレーニ「イタリア農業」P301 (末尾の欄は引用者作成)

上表の「経済的・生産的な性格の負担」に項目としてはほぼ該当する「国民経済への投資のための支出」(前者は、実行支出であるが、後者は予算割当額)のなかで《公庫》の占める比は次のようなものである。

国民経済への投資のための国家予算支出(100万里ラ)

	1951～52	1952～53	1953～54	1954～55
農 業 ・ 開 拓	47,368.7	84,230.0	80,649.9	87,383.2
工 業	128,822.7	210,343.7	45,170.3	33,729.0
運 輸 ・ 通 信	15,365.8	114,065.4	24,465.7	28,775.3
公 共 事 業	114,750.3	187,573.0	167,918.2	202,541.7
南部イタリア公庫	125,000.0 (27.4)	80,000.0 (11.0)	90,000.0 (20.1)	90,000.0 (18.3)
そ の 他	31,351.8	48,638.0	38,941.4	47,260.9
計	492,659.3	724,850.1	447,145.5	489,690.1

〔出所〕 同上 () 内は全体に占める%

《公庫》の設立が、国家投資の増大に果たした役割の大きさがうかがわれ

るのである。

B・マンゾッキは《公庫》設立のこの側面を次のようにいう。《公庫》の設立は「国家資本主義の新しい、ある面ではもっとも完成した形態がつくりだされたこと、独占の自己浸透のための、またとくにイタリア農業経済をつまみ食いするための、諸独占体による国家機構の利用の新しい、完成した形態がつくりだされ⁽³²⁾」ことを意味していた。

Ⅲ EECの成立と1957年法

1 EECの成立と「農業構造改善」

小麦保護—価格支持政策は、50年代を通して維持されていた。だが、独占にとってこの政策がはらむ矛盾は、徐々に顕在化せざるをえなかった。

小麦保護主義は、まず小麦播種地の拡大と単位当たり収量の増加をもたらし、小麦供給過剰を激化させた。すでにのべたように、小麦プールは1946—50販売年に前年からの持ち越しをかかえ始めたが、1957—58販売年にはそれは約1,680万キントール（同年生産量の約20%）に達した。同じ年、イタリアは小麦の純輸出国になっていた⁽¹⁾。

小麦：播種地と収穫量

	播種地域(,000ha)	生産量(,000g)	ヘクタール当り 収量(g)
1947～52 (av)	4,714	74,211	15.7
1953～56 (av)	4,817	86,319	17.9
1957	4,811	84,775	17.3
1958	4,839	98,145	20.3
1959	4,665	84,656	18.1

Source ISTAT. Ann. Stat. ital (V. Lu's. P 177)

だが、小麦過剰を輸出によって解決するには大きな困難があった。イタリア産小麦（とりわけ南部のそれ）の国際競争力は低く、ヨーロッパの他のい

くつかの国（例えばフランス）においても小麦供給過剰が成熟していたからである。

小麦価格 1956—57年

国名	自国通貨 (キンタ ル当り)	イタリア・ リラ (公定為替 レート)	国名	自国通貨	イタリア・ リラ (公定為替 レート)
ベルギー	450フラン	5,600	西ドイツ	42.95 ドイツ マルク	6,400
ルクセンブルグ	550フラン	7,000	オランダ	26.3 ローリ ン	4,340
フランス	3,760 フランス フラン	5,564	イタリア	6,800 〜7,300 リラ	6,800 〜7,300

註 価格は政府公定価格、ただしベルギーのみは“Prix de direction”（指示価格）である。イタリアは軟質小麦が対象となっている。

[出所]：OECE, Les Politiques agricoles en Europe et en Amerique du Nord, July. 1957. (「ヨーロッパ共同市場とイタリア農業」P 17)

かくてイタリア農業、とりわけ小麦生産に偏った、生産性の低い南部農業の構造転換が、現実的政策課題として登場してくる⁽²⁾。イタリア経済政策の基本方向をうちだしたといわれるヴァノーニ・プランは次のように述べている。「イタリア農業の現状に鑑み、ヘクタール当りの生産および所得の増大は、単に個々の作物の収穫高を一般的に改善することによってではなく、むしろ農作物の構造を牧草栽培およびこれと関連する牧畜に一層重点を置くことによって達成すべきであることは一般に認められている。⁽³⁾」

もちろん、農学的考慮からの「農業構造革善」の要求は、以前から存在していたのであったが、50年代半ば以降のそれは、アルド・ペナキエッティ、アルモ・ペナキエッティがのべているごとく、イタリア小麦価格の欧州経済共同体の平均価格あるいは国際価格に対する割高を考慮したものであった⁽⁴⁾。

この小麦栽培から牧草栽培への転換の有利性、必要性は、小麦保護政策の財政的負担節約という側面からも指摘された。プールが伴う財政負担は大きなものであった。

註 プール制度の通常運営費だけで、生産者に支払う価格と製粉工場に課す価格の差額による収入を越えていた。この赤字分に、貯蔵費用、その他を加えると、1950年代末には年800～1,000億リラに及ぶと見積られている。

小麦価格支持政策の不合理を説き、その廃止を求める声は徐々に強まっていった。政策上の強調点は、費用のかかる土地改良計画への投資からますます他の種類の農業投資へと移っていった。オリーブの改良計画(1956)食肉の生産を発展させるための計画(1956)などが着手された。

だが、農業構造の転換が政府によって問題とされる時、それは単に作付農産物の転換を意味したばかりでなく、とりわけ南部においては多数の小土地所有農民の土地からの駆逐を通しての農業生産力向上をも意味していた。土地所有の「病理学的症状」と呼ばれる現象が1950年代に一層の進展をみ、南部農業の生産力向上の障害となっていると考えられたからである。

耕地の所有規模別分布

所有規模 (ヘクタール)	1947年	1955年末	所有規模	1947年	1955年末
5 未 満	6,701	7,244	100～200	1,872	1,700
5 ～ 10	2,290	2,593	200～500	1,947	1,740
10 ～ 50	5,050	5,396	500～1,000	971	570
50 ～100	1,956	1,960	1,000 以上	876	370

【出所】M・バンディーニ「百年史」P 221

註 M・バンディーニによれば、0.5ヘクタール未満の個人所有地は87万5,000ヘクタール(4%)、0.5から2ヘクタールまでのそれが、288万3,000ヘクタール(13%)を占める。約8,000万人がこれらの土地を所有し、イタリアの土地所有者のほぼ84%がこの階層にくみいられる。彼はこれらのすべてが「病理学的なもの」とされるべきではなく、この現象は、丘や山(特にアペニン山脈)の貧しい地域、ルカニアやカラブリア地方の貧困地帯、総じて南部全般に固有な現象であるとしている。そして、彼は、農業人口の減少が「土地資源とその上に重しとなっている人口圧との間に改善された均衡をもたらす。というのはイタリア、とりわけ南部の多くの地帯では、農業人口の過剰がいかに生産の必要と経済的基準

とに合致した農業問題解決の実現をはばんでいるかが明白である」とのべている⁽⁶⁾。

かつては、北部独占の信用操作と生産物の流通・分配過程に対する統制による収奪の対象として、また、大きな土地所有者の高額地代搾取の対象として、これら支配的独占グループによってしばしば奨励された小土地所有の形成が、いまや、彼らの憂慮の的となってきた。

この過程を、E. セレーニは次のようにいう「つい2、3カ月まえまではファシズムのもとですでにひろがっていた耕作的小所有をもちあげることも、大農業者や独占体の出版物の論議のなかで優勢であり、普通であったとすれば、今日では、同じ分野から、イタリア農業を衰退させるおそれのある小所有の発展が『度を過す』危険を警戒する声がますます高まっている。

(中略) 現にかれらの一時的な利害の考慮にとらわれない支配諸グループの代表者にとっても、次の点が自覚されている。すなわち、莫大な過剰人口の重圧によって、また、最近数年間にイタリアの農業がたどった発展方向と不可分に関連する経済的不安定、技術的たちおくれによって悪化した農業は、高利貸地代と独占的超過利潤を長期にわたって提供することはできない、ということが自覚されている。この支配階級の政治的危機にさいして、農業についても介入してくるのが『ヴァノーニ計画』によって設定された方向である。⁽⁷⁾」

註 ヴァノーニ・プランでは、農業部門に存在する「不完全就業者」が「完全失業者」になる数を、10年間に90万とみなし、農業人口の減少にもかかわらず、農業純生産が増加することを「予測」している⁽⁸⁾。だが、このプランが策定された1955年の時点では、農村の「不完全失業者」の「完全失業者」化（換言すれば、零細の土地所有からの駆逐）は、明瞭な表現で要請されていないと思われる。それが、はっきりした表理をとるのは、後にみるように「ヴァノーニ・プランの再検討」（1957）においてであった。

小麦過剰と、E E C 結成の機運が政府に南部農業の「構造改善」を求めたとすれば、他方、1953—55年にヨーロッパ各国とイタリア経済を訪れた好況は、イタリア独占体をして、新しい国内市場の開拓と有利な企業拡張の場を南部に求めさせた。「経済、社会進歩のためのヨーロッパ委員会」によってパレルモで召集された会議では、諸独占が「南部政策」の強化を独占企業の「上陸地点」の設定の基礎として歓迎した⁽⁹⁾。国家が農業部門で、強力な「推進的措置」をとることによって、「農村生活水準の向上」を通じて国内工業に対する国内市場拡大の効果を生むことは、ヴァノーニ・プランにおいても企図されている⁽¹⁰⁾。

純国民生産（現価格10億リラ）（ ）は対前年のび率

	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960
農林漁業	2,158 (0.1)	2,160 (0.1)	2,479 (14.7)	2,462 (-0.6)	2,604 (5.7)	2,507 (-3.7)	2,600 (3.7)	2,762 (6.2)	2,780 (0.6)	2,733 (-1.6)
鉱工業										
鉱業	71	75 (5.6)	82 (9.3)	92 (12.2)	112 (21.7)	132 (17.8)	138 (4.5)	126 (-8.6)	128 (1.6)	130 (1.5)
製造業	2,740	2,740 (0.0)	2,921 (6.5)	3,090 (5.8)	3,357 (8.4)	3,559 (6.0)	3,795 (6.4)	4,017 (5.8)	4,345 (8.1)	4,920 (13.2)
建築	268	359 (3.3)	481 (3.3)	571 (1.8)	681 (2.9)	756 (1.1)	887 (1.7)	974 (1.0)	1,071 (1.0)	1,165 (8.7)
電気・ガス・水道	134	167 (2.4)	189 (1.3)	207 (1.0)	217 (0.5)	224 (0.3)	229 (0.2)	242 (0.5)	268 (1.0)	298 (1.1)
計	3,214	3,341 (4.0)	3,673 (9.9)	3,960 (7.8)	4,367 (15.1)	4,671 (6.9)	5,049 (8.1)	5,359 (6.0)	5,812 (8.4)	6,513 (12.0)

Source: Relazione sulla attivita di coordinamento. P 358 (Clough, The Economic History, P 329)

こうして、1950年代半ばに成熟した2つの要因——小麦過剰と独占の膨脹——は、ともに、独占と大土地所有とのあいだの摩擦を生み、南部経済の転換を推進する政府の政策を要請した。この過程を、B・マンゾッキは次のように述べている。「とくに都市の場合に典型だが、さらに農村でも資本家階層の大きな部分が、そればかりか非資本家層——不在大土地所有者、市場と

の結びつきがとぼしく基本的にはなお自然経済の状態におかれたものといった——までも、従来の経済政策では、独占のかたわらに技術的に立ちおくれた諸施設の共存することをゆるしていた。そのために、一方では、高い生産力をもった企業に超過利潤をもたらし、他方ではあまり発達していない資本主義経済や前資本主義経済をひろく限界市場として放置したのである。⁽¹¹⁾

1953—55年以降、こうした部分を「たち切る」ことが独占の方針となったのである。それは、大土地所有者の低生産性農業を保護する政策からの転換の方針であり、大土地所有の残存の故に生みだされ、その高額地代収取の対象でもあった零細土地所有農民の切りすての方針であった。さらに、そうした部分への独占の進出の方針でもあった。だが、こうした方針は、独占が好況の恩恵をうけている時期に生みだされたが故に、ただちに現実化されなかった。この現実化は、EECの結成をまたねばならなかったのである。

1957年3月のEECの結成は、欧州6カ国の独占体が、当面アメリカに対する共通の障壁を維持しつつ、域内の一国的境界の枠を越えたより広い市場での尖鋭な競争に乗りだそうと決意したことの帰結であった。それは、裏面では、各国独占体が自国内で一層の支配の強化と膨脹をおしすすめる過程を伴わざるをえないものであった。1957—8年の不況が、その過程を促進した。

註 エヌ・ヴァシリコフによれば、イタリアでは工業投資総額に占める大工業会社140（会社総数の1%以下）の割合は、1951年の65%から1954年に72%、1959年には約90%になっている。また、同じ時期に大量の中小企業の凋落と破産が進んだ。正式に破産宣告された企業数は、1952年の6,790件、1954年の6,009件から、1956年には7,279件、1958年には8,187件に増大している⁽¹²⁾。

EEC成立に伴う新しい事態は、イタリア農業構造の転換をいっそうさし迫ったものにした。たとえば、エヌ・ヴァシリコフは次のように述べている。「共同市場が活動をはじめたのに関連して、イタリアの支配層は、播種面積の構造をさらに大幅に変更しようとしている。とくに、1960—61年には

小麦の面積を10%縮小し、反対に飼料の面積を7~8%,技術的作物の面積を13—15%拡大する予定である。」さらに、農業からの「余剰」労働力の駆逐にふれて、彼はいう。「独占や大農業者は、小農業の大量整理と大経営の強化をめざす政策の実施を政府に要求している。このような要求に応じて、農業大臣は『高い生産性や生活力をもつ経営に資金や努力を集中する必要がある』と上院で言明した。⁽¹³⁾」

註 P・サラチェーノ「ヴァノーニ・プランの再検討」(1958)では、欧州経済共同体で減少する予定になっている600万以上の農民の大多数は、イタリアにおいて、とりわけ南部において生ずるとみなされている⁽¹⁴⁾。

農業構造の転換が切迫した課題となると同時に、かつて、大土地所有者に「政治的価格」(P・サラチェーノ)による恩恵を与えていた(それは、もちろん、商業的小麦栽培経営を営む農民にもかかわるのではあるが)小麦保護政策の終息過程が始まった。

1955—56年に小麦プールがかかえていた過剰小麦の整理が、さまざまな手段によって試みられたのち⁽¹⁵⁾、翌年プール購入量を大幅に制限する措置がとられ、プール購入価格の引下げが実施された。

2 1957年法と「工業化」

1957年7月29日法634 (Provvediment per il MezzoGiorno—)「南部のための諸方策」⁽¹⁶⁾は、南部開発の第二サイクルを開始するもの、あるいはより直接的な工業化を推進するものとされている。

その内容は次のようなものであった。

まず、《公庫》はその存続期間の延長と割当資金の増加を受けた。(倍以上の2兆485億リラになった。)資金配分は、農業11,380億リラ、55.6%(そのうち、土地改良山岳整備6,500億リラ、31.7%,土地改革2,800億リラ、13.7%,土地改良補助1,880億リラ、9.2%,改良信用200億リラ、1.0%)、通信、運輸2,590億、12.6%(うち、道路1,660億、8.1%,鉄道港湾930億、4.5%)、上水道、下水道3,120億リラ、15.2%,私的工業へのインセンティブ

2,450億, 12.0%などとなっている⁽¹⁷⁾。

1957年法の特徴は、拠点開発の構想がとりいれられたことにあった。同法3章21条には次のように書かれている。「一定の地域に集中のみこまれる工場の進出を助成するため、市町村、県、商工農業会議所、その他の関係団体は、当該地域の産業基盤整備事業として、道路、鉄道、工業用水および電力施設、照明、下水道施設の供給、開発、運営ならびに用地整備事業および一般工業誘致に効果のある事業をおこなう目的で、開発公社 (Consorzi) を設立することができる。⁽¹⁸⁾」《公庫》は、その産業基盤整備費として、収用補償額を除いた経費の最高85%までを負担する。

工業化地域は、「工業開発地域」 (aree di sviluppo industriale) と「工業化拠点」 (nucchi di industrializzazione) にわけられ、前者は「工業立地上道路、鉄道などの交通の要衝にあり、自然環境および人的環境がととのっていて集中的工業化に適し、企業誘致がげんに進行中の地域であって、これをいっそう促進するために、総合的な基盤整備をおこなう必要のある地域」⁽¹⁹⁾である。他方、後者は、主として中小企業による地場産業の育成のために必要な基盤整備をおこなう地域であった。

また《公庫》には、「南部のいずれかの地域 (any part of the south) における工業者 (Artisans) に、および産業活動があまり発展していない人口75,000人以下の地方自治体においてプラントを建設する『中小』産業会社に、資本補助金 (capital subsidies) を与える権限が与えられた⁽²⁰⁾。

また、その他に1947年以来南部工業に与えられた優遇措置は、それぞれ延長された⁽²¹⁾。

こうした内容をもつ1957年法以降の南部開発政策は、尾上氏及び竹内氏によれば、1950年以降とりくまれてきた南部工業化政策の本格的な展開として評価されてきた。

例えば竹内氏は言う。「1951年以降の北部における工業の発展がきわめて急速なところ、生産性の増大に限度のある南部農業の発達は公庫を通じて巨額の投資がなされたにもかかわらず、あまり著しくなかった。南部の停滞

は、見方を変えれば、工業が未発達で農業の比重が常に大きいことからもたらされているのであり、工業の飛躍的發展がないかぎり、農業への投資がいくらなされても、北部と南部の格差は減少しないことが1951年以降のイタリア経済の推移から明らかになってきたのである。⁽²²⁾

しかし、1957年法によって意図された南部工業化は、決して南部農業を政策の対象からはずして工業化政策に移行した結果ではなかった。それはむしろ逆に農業に対する「工業化」という手段による対処であったと思われる。

たとえば、E・トスコは次のように言う。「1957年、南部に対する経済政策を再評価した結果、工業の発展を促進するためのより積極的な介入が必要であることが指摘された。労働力の過剰が小農園の併合や小分割地の再編成、収益の高い作物への転換等、農業における改善を推し進めるうえで最大の障害となっていることが認識された。この労働力を吸収するためには、サービス部門、とくに観光事業の拡大や北部への移住を図るとしても、それだけでは長期間をかけても問題の解決には不十分であった。そこで南部の工業化が不可欠となった。ただし、工業化はその地方の収入を増大させるだけでなく、より合理的で生産的な農業システムの確立を可能とするものだからである。法律が制定されて、南部開発政策における『第二段階』の目標を遂行するに必要な手段が与えられることとなった。⁽²³⁾」（傍点—引用者）

E・E・Cの設立と独占の未曾有の蓄積が生みだした矛盾が、南部問題の一定の解決をせまり、極度に生産性の低い南部農業の「構造改善」と狭隘な南部市場を規定していた老大な自給経済的農民からの土地収奪—賃労働者化が1957年法によって意図された南部開発の真の過程であった⁽²⁴⁾。

《公庫》活動の対象地域が、1957年法によってせばめられた事実（当初の950万ha—南部全域の72.8%—から170万haへ）、農業に向けられた資金がいぜん全体の55.6%を占めていることをも考えあわせると、小麦から飼料への転換と生産性向上の展望のある地域に施策を限定したことを意味すると思われる。だが、この小麦から飼料への作付転換は、かつて、19世紀末農業恐慌のさなかに南部大土地所有者によって試みられ、老大な耕作農民を移民へ

迫いやった過程であった。いま、新しい事態のもとで要請されたこの過程を、政府は、拠点工業化によって与えられる労働力「流動化」への刺激によって推進しようとしたのであった。

OECE、農業閣僚委員会の第二次報告がのべているように、イタリアは農民離村の動きを「組織化し、工業化または工業の地方分散の計画を導入して農民離村を活発にさせようとした」のであった⁽²⁵⁾。

だが、1957年法を南部農業に対する施策としてのみ把握することはもちろんできない。それは、1953年以降の南部への独占の「上陸」要求に、さらには、EECの結成とともに一層激化した国際競争に対応した国家の保護による企業拡張要求に、足場を与えるものでもあった。

1950年代に南部でみられた工業発展は、次のようなタイプに属するものである⁽²⁶⁾。

イ 地方の燃料・原料の発見・利用によるもの。例えば、バシリカータの天然ガス鉱泉、ジェラ・シラグーザ（南東シンリー）の石油泉の発見。

ロ 農業の発展と関連して地方市場を対象としたもの。食品加工業、化学肥料、農業機械、その他各種消費財産業。

ハ セメントなどの公共事業建設に直接依存したもの。

ニ 中東からの石油ルート上の立地条件の有利さによる石油精製所・石油化学工業、あるいは、地中海・黒海領域への輸出に有利とみなされたもの。

例えば、モンテカティーニのプリンディシ工場。

従って、南部工業化とは決して単なる南部所得の発展、南部地域の工業化による経済発展、それ自体を目途としたものではなかったと言えよう。新資源の発見や立地条件の有利さによる北部独占体の拡張を、南部工業化の名による産業基盤整備を通して援助することが、1957年法の企図したもう一つの意味であった。

むすびにかえて

1950年代の南部開発政策は、その前半と後半では、その基本的意義を異にしていた。《公庫》設立、農地改革実施による50年代南部開発政策の出発は、農業政策における小麦保護主義を背景としてもちながらも、基本的には、当時の南部問題の政治・社会問題化へのキリスト教民主党政府の「社会政策」的対応と性格づけられるべきものであった。

だが、そうした出発をとげた南部開発政策は、一般にある社会政策がアメとムチの二側面をもつという場合のムチの側面という定式化ではつくしえない、ヨリ積極的で、ある意味では構造的な問題に対する対応をはらんでいた。すなわちこの政策は「圧力」によって生みだされながら、龐大な《公庫》資金の大土地所有者・北部独占による「合法的詐取」を帰結したばかりでなく、北部独占・国家機関による農業支配と南部小土地所有農民や農業労働者に対する「社会的防波堤」の役割をになう富農層の育成という構造政策的意図をもはらんでいた。

50年代も半ばを過ぎると独占にとって南部問題は農業問題・市場問題としての意義を顕在化させた。前期の小麦保護政策の必然的帰結たる小麦過剰・EECへのイタリア加盟が要請した農業生産力向上、イタリア独占の未曾有の膨張とEEC結成による国際競争激化への独占の対応、こうした諸要因によって、政府は南部政策の先とは異なる意味での強化をせまられた。1957年法は、南部農業構造改善・独占の南部への「上陸」地点設定を課題として生みだされた。

従来、「工業化準備」と評価され、「工業化」と位置づけられた《公庫》設立と1957年法は、以上のような意義をもつものであった。さらに、「工業化準備」から「工業化」へと開発論の理論的位置づけのままに把握されてきた1950年代南部開発政策の展開過程が真に意味していたものは、すでにみたような矛盾の展開に対応した「社会政策」・農業保護政策から「農業構造改善」・産業基盤整備政策への変質過程であった。

- (1) Shepard B. Clough: *The ECONOMIC HISTORY OF MODERN ITALY* — 以下, S. Clough: "The Economic History" と略— P. 4
- (2) MARIO BANDINI: *Cento Anni Di Storia Agraria Italiana* (邦訳, 富山和夫訳『イタリア農業百年史』—以下, M. バンディーニ「百年史」と略—P. 21)
- (3) 竹内啓一氏は、南部の特殊な村落形態とラティフォンデイウムの相関関係をとっている。竹内啓一「とりのこされた南イタリア」松浦保他『イタリア経済』P. 116
- (4) 富山和夫『南部イタリア開発法制の展開過程』レファレンス190—以下, 「開発法制」と略—P. 49, また、統一以降の開墾政策の特徴については, M. バンディーニ「百年史」にくわい。
- (5) VERA LUTZ: *ITALY A STUDY IN ECONOMIC DEVELOPMENT* —以下, V. LuTz: *ITALY* と略—によれば、マラリアが現実根絶されたのは第二次大戦後であった。P. 165
- (6) S. Clough: "The Economic History" P. 13
- (7) 富山和夫「イタリアの農業」『のびゆく農業』46, P. 22
- (8) M. バンディーニ「百年史」P. 9~16
- (9) 富山和夫「開発法制」P. 47, 1890~1900年にかけてのラティフォンデイニに関する法案は農民の土地要求にたいする回答として公有地への入植をうたうだけであった。またそれ以前もタボリエレ・ディブリアの入会地開放令(1865年)、サルデーニアの入会放牧地廃止令(1865年)等にもみられるように同様であった。
- (10) 富山和夫「開発法制」P. 45~46, 1880年代に南部での鉄道敷設が進んだ。南部は1886年時点で全国の1/3の距離数を占めていた。
- (11) S. Clough. "The Economic History" P. 61~62
- (12) 藤井米三「南部イタリアの歴史と経済」『国民経済』(38) P. 41~42
- (13) M. バンディーニ「百年史」によれば、イタリアの穀物輸入は主としてオデッサ経由でロシアからくるものであったが、この新天地の安価な穀物が世界市場での穀物価格をおし下げ、この輸入価格をもおし下げるといえば間接的な形で影響した。P. 40
- (14) M. バンディーニ「百年史」によれば、1887年の関税政策の骨子は次のようなものであった。①第一次工業資材とイタリアで加工される羊毛の輸入関税は免除 ②農業諸関税は、単に低コストによる強力な生産者国の競争から自己を防衛するだけでなく、価格反応のそれほど敏感でない著しい量の国内生産物(ぶどう酒、家畜、バター、チーズ)をも対象とした、③織物機械、鉄鋼等の工業製品に対する輸入関税は大幅に引き上げられる。P. 64
- (15) M. バンディーニ「百年史」によれば、農業関係者は小麦関税を9リラにすることを要求したが、1887年には3リラ、1888年5リラ、1894年7リラであった。だがこの小麦関税はヨーロッパ最高のものであった。

- (16) V. Lutz; ITALY. P.175
- (17) E・セレーニはのべている「このような不安定就業の激化が仕事の口を、ますます不安定にするところでは、あらゆる種類の農業労働者は、土地を所有することのうちに最低生活のための、仕事の保証をもとめざるをえないことはあきらかである。周知のように、数十年来、この保証こそが、南部イタリアと島部でみることのできる耕作的小所有の発展にむかう衝動の根底であり、土台である」
Emilio Sereni, Vecchio e Nuovo nelle Campagne italiane. (邦訳、中村丈夫、植原義信「イタリア農業の構造的改革」—以下、「イタリア農業」と略—、P P .262~263
- (18) 以下の敘述は、V. Lutz: ITALY. P P .155~166、および、富山和夫「イタリアの農業」によるものである。
- (19) 分益小作とは、地域によって、農場によって各様な形態をとっており定式はないが、地主が投下資本の一部を貸しあたえ、そのかわり生産物の一部を代償として受けとる形で、その利益がほぼ折半されるところからこの名称がでていると言われる。山崎功「イタリアという国」P.60
- (20) V. Lutz ITALY. P.178
- (21) 大和田啓気「西欧における農産物価格」P P .23~24、「1954年以来、ある種の市場が飽和状態となり、販路の開拓が困難となり、また生産費が高くなって、ヨーロッパの農民が海外市場で競争することが至難となつてから、この傾向(重点農産物を伸ばす政策への転換—引用者)が激しくなった。生産の行きすぎや、非能率の生産の増加と戦うため、多くの国ではすでに生産過剰になっている作物に代えて、供給不足の作物を増産するために、生産構造を変革する新しい目標を樹立した。」
- (22) 資料「ヴァノーン計画」調査月報、44巻9号、P.6
- (23) 尾崎忠二郎「ヨーロッパ共同市場とイタリア農業」P.20
- (24) V. Lutz ITALY, P.178, 大和田啓気「西欧における農産物価格」でも、イタリアが、農業計画に対する経費の節約の必要から、農業の必要のみに基づく農業政策を修正しようとしていると指摘されている。(P.9)
- (25) M・バンデローニ「百年史」P.221, P P .224~226
- (26) E・セレーニ「イタリア農業」P.265
- (27) 「ヴァノーン計画」P.4
- (28) B・マンゾッキ「現代経済政策」P.121
- (29) 「ヴァノーン計画」P.6
- (30) B・マンゾッキ「現代経済政策」P P .118~119
- (31) エヌ・ヴァシリコフ「第二次世界戦争後におけるイタリア経済の構造変化」『研究資料』Ⅲ—10
- (32) エヌ・ヴァシリコフ、同上、P P .36~37

- (33) P・サラチェーノ「ヴァノーニ・プランの再検討」調査月報, 47巻5号, P. 107
- (34) V. Lutz ITALY, P. 177, 貧窮者への無料贈与, 国内価格以下での販売, 国外の販売, などが試みられた。
- (35) 1957年法の内容は, 富山和夫「開発法制」E・トスコ「イタリアの経済政策」V. Lutz, ITALY にくわしい。
- (36) G. di Nardi, I Provvedimenti, P. 225, P. 227
- (37) 富山和夫「開発法制」P P. 30~31
- (38) 富山和夫, 同上, P P. 31~32
- (39) V. Lutz ITALY, P. 118
- (40) E・トスコ「イタリアの経済政策」P P. 286~289
- (41) 竹内啓一「とりのこされた南部」P P. 153~154
- (42) E・トスコ「イタリアの経済政策」P. 257
- (43) 井野隆一「現代の農業と二つの体制」『講座現代』, P. P. 263~264, 氏はイタリア, 西独, ランスなどで1950年代末から1960年前後にかけてあらわれた農業構造改善政策は, 「なによりも農業における非自立的経営群の淘汰, 生産集中による大幅な生産性上昇, それにともなう農産物の市場調整的価格水準の画期的な引下げ実現の方向で, (農・工所得格差の矛盾を一引用者) 緩和し, それによって独占体がますますよく求める低農産物価格, 低賃金基盤——とくに海外との市場競争力をつよめ, 財政上, 国際収支の負担を軽減するうえで不可欠な——を補強するとともに, 独占体のため, 生産財, 消費財での農村市場逼迫の打開を指向している点ではまさに共通」であると評価する。
- (44) 大和田啓気「西欧における農産物価格」P P. 14~15
- (45) 以下の敘述は, V. Lutz ITALY. 及び, S. Clough, The Economic History. による。
- (46) Istituto Cassa per opere Straordinarie di Pubblico interesse nell' Italia Meridionale (南部開発公庫) は, 1950年8月10日の法令646号によって設立された。その具体的活動内容については, 富山和夫「開発法制」にくわしい。
- (47) それ以前の南部開発のための諸施策については, V. Lutz ITALY, E. S. Kirschen Economic Policy IN Our TIME (邦訳, 渡部経彦, 監訳「現代の経済政策」下を参照されたい。
- (48) Giuseppe di Nardi, I PROVVEDIMENTI PER IL MEZZOGIORNO 1950~1960, I Piani di Sviluppo in Italia 1960, (以下, G. di Nardi I provvedimentiと略) P. 220
- (49) G. di Nardi, I Provvedimenti P. P. 218~220 および 富山和夫「開発法制」P. 29
- (50) 以下の数字は, G di Nardi I Provvedimenti, P. 225, P. 227 による。
- (51) 尾上久雄「現代経済政策の理論と現実」P P. 162~164

- (52) 竹内啓一「とりのこされた南イタリア」松浦保他著『イタリア経済』P. P. 146～147
- (53) Bruzio Manzocchi: Lineamenti di Politica economica in Italia (1945～1959), (邦訳, 富山和夫「現代経済政策」) P. 60
- (54) E・トスコ「イタリアの経済政策」渡部経彦『現代の経済政策』P. 265
- (55) B・マンゾッキ「現代経済政策」P. 68, 下の註は, 同書, 富山氏の訳註による。
- (56) ロドヴィコ・モンティエーニ, 「窮乏に関するイタリア議会の調査」ILO時報 1955. 1, P. P. 12～13
- (57) FIORENTINO SULLO: IL DIBATTITO POLITICO SULLA PROGRAMMAZIONE ECONOMICA IN ITALIA DAL 1945 AL 1960, P. 145
- (58) 富山和夫「開発法制」P. P. 37～38, キリスト教民主党 A・R・ジェルヴォリーノ議員は次のように言っている, 「我々は先ほどの委員会において, 南部の人びとがおかれている生活状態(道路もなく, 水もなく, 下水もない状態)について胸をしめつけるようなお話をうかがいました。公共事業を改善し強化していけば, これらの人びとの社会生活が改善されることは疑いありません。」
- (59) B・マンゾッキ「現代経済政策」P. 80
- (60) E・トスコ「イタリアの経済政策」P. 216
- (61) V. Lutz ITALY, P. 104 彼女は『公庫』活動の多少の部分は南部経済の生産力を改善することへの貢献よりも, 失業者に施しを与えて年数効果を創出する手段として考えられたという疑いがあるとしている。
- (62) V. Lutz. ITALY, P. P. 176～178, 小麦プールは, ファシズム期には全量買いあげであったが, 1947年に部分的買いあげに変更されている。
- (63) M・バンディーニ「百年史」, P. 192
- (64) 大和田啓気「西欧における農産物価格および農業所得政策」『のびゆく農業』53号, P. 23
- (65) E・トスコ「イタリアの経済政策」, P. 224
- (66) V. Lutz. ITALY, p. 176
- (67) 栗原百寿「農業問題入門」, P. P. 279～280, 常盤政治「国家独占資本主義と農業問題」『マルクス経済学体系Ⅲ』, P. P. 217～218
日本における戦後農業保護政策については, 阪本楠彦, 加藤一郎「日本農政の展開過程」, P. P. 181～183
- (68) G. di. NARDI. I Provvedimenti, P. 233. 『公庫』の事業の具体的実施方法は, 次のようなものである。『公庫』がつくった年次計画を個々の計画に関連する地域の関連組織に提示する。(農業関係事業は干拓組合, 公道については州当局, 水道・下水道については, 土木建築技師会や水道運営公団, 観光関係事業については州の公団), これらの組織は請負計画を『公庫』に示し, この計画の

『公庫』による検討をへて、契約が結ばれる。

E・セレーニは、こうした『公庫』発注事業を現実に請負う会社は、北部のそれであるとのべ、『公庫』資金のかなりの部分が北部に流れるとしている。

E・セレーニ「イタリア農業」P.207

(69) E・セレーニ「イタリア農業」P.143

(70) E・セレーニは、農業資本家の大土地所有者に760億の投資をさせるために、3,180億リラの国費を彼らに提供することになったとのべている。「イタリア農業」P.144

(71) V. Lutz. ITALY, P P.183~185

(72) M・バンディニ「百年史」P P.209~210

(73) E・セレーニ「イタリア農業」P.219

(74) E・セレーニ、同上、P.149

(75) E・セレーニ、同上、P P.207~208

(76) 富山和夫「イタリア南部論争の展開」『のびゆく農業』66, P.4によれば、50年代の南部農業投資の増加は次のようなものであった。

農 業 資 材	1951(a)	1957(b)	(b/a)増加率
ガーデן・トラクター (全国比)	8,794台 (13.3%)	29,140台 (15.5%)	3.31倍 1.75
農業用 { 電力消費量 { 石油, ガソリン { 消費量	45.3万 キントール	120万	2.65

(単位 千キントール)

肥 料	1963~37(a)	1956~57(b)	(b/a)増加率
化 学 肥 料 { N	190.9	1,012.1	5.31倍
{ P	564.6	1,148.6	2.03倍
{ K	12.4	67.8	5.47倍

S. clough も『公庫』投資が結局のところ北部、中部を利した事実にあふれている。The Economic History, P 349

(77) B・マンゾッキ「現代経済政策」P.86